# 平成31年度個人住民税の主な改正点

問い合わせ　市民税課　☎229-3130　FAX229-3331

## 配偶者特別控除の配偶者の所得限度額を引き上げ

働きたい人が就業調整を意識しなくて済むように、配偶者特別控除を適用できる配偶者の所得限度額が引き上げられました。

(例)納税者本人の合計所得金額が、900万円以下(給与収入1,120万円以下)の場合

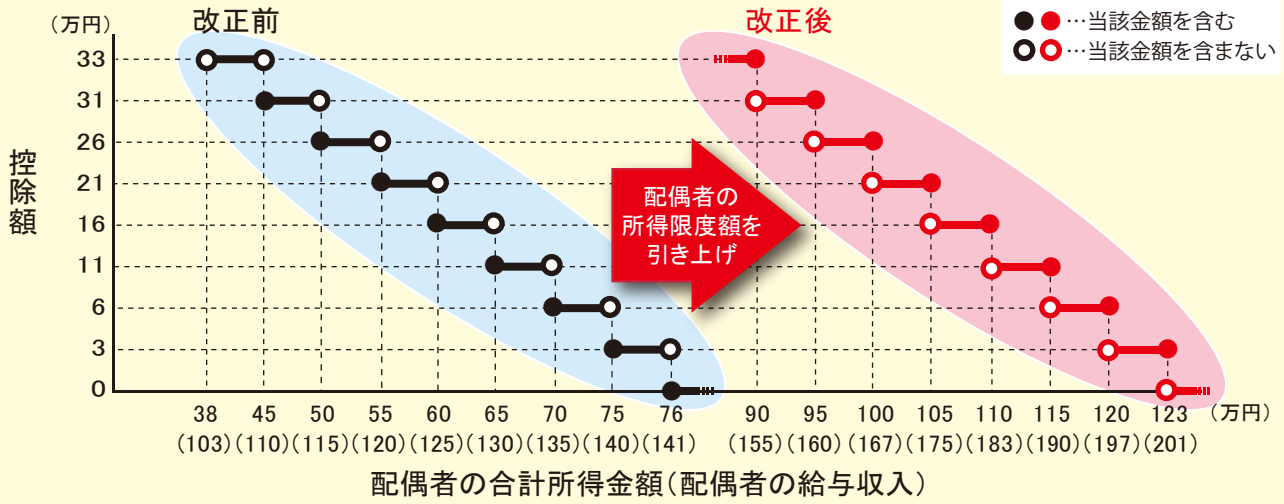


## 納税者本人の所得制限

配偶者控除・配偶者特別控除を受ける納税者本人に所得制限を設け、合計所得金額が900万円を超える場合は以下のとおり控除額が逓減・消滅する仕組みになりました。

### 配偶者控除の控除額

改正前

| 配偶者の合計所得金額38万円以下 | 納税者本人の合計所得金額制限なし |
|---|---|
| 一般の配偶者 | 33万円 |
| 老人の配偶者※ | 38万円 |

改正後

| 配偶者の合計所得金額38万円以下 | 納税者本人の合計所得金額 | | |
|---|---|---|---|
| | 900万円以下 | 900万円超950万円以下 | 950万円超1,000万円以下 |
| 一般の配偶者 | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
| 老人の配偶者※ | 38万円 | 26万円 | 13万円 |

※その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の人

### 配偶者特別控除の控除額

改正前

| 配偶者の合計所得金額 | 納税者本人の合計所得金額1,000万円以下 |
|---|---|
| 38万円超45万円未満 | 33万円 |
| 45万円以上50万円未満 | 31万円 |
| 50万円以上55万円未満 | 26万円 |
| 55万円以上60万円未満 | 21万円 |
| 60万円以上65万円未満 | 16万円 |
| 65万円以上70万円未満 | 11万円 |
| 70万円以上75万円未満 | 6万円 |
| 75万円以上76万円未満 | 3万円 |
| 76万円以上 | 0円 |

改正後

| 配偶者の合計所得金額 | 納税者本人の合計所得金額 | | |
|---|---|---|---|
| | 900万円以下 | 900万円超950万円以下 | 950万円超1,000万円以下 |
| 38万円超90万円以下 | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
| 90万円超95万円以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 |
| 95万円超100万円以下 | 26万円 | 18万円 | 9万円 |
| 100万円超105万円以下 | 21万円 | 14万円 | 7万円 |
| 105万円超110万円以下 | 16万円 | 11万円 | 6万円 |
| 110万円超115万円以下 | 11万円 | 8万円 | 4万円 |
| 115万円超120万円以下 | 6万円 | 4万円 | 2万円 |
| 120万円超123万円以下 | 3万円 | 2万円 | 1万円 |
| 123万円超 | 0円 | 0円 | 0円 |

合計所得金額が1,000万円を超える納税者は、配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けることはできません。ただし、納税者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が38万円以下の人が障がい者である場合、障害者控除を受けることができます。